

平成二十八年八月八日受領
答弁第三八号

内閣衆質一九一第三八号

平成二十八年八月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員柿沢未途君提出外国人騎手短期免許制度、競馬学校および騎手養成に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員柿沢未途君提出外国人騎手短期免許制度、競馬学校および騎手養成に関する質問に対する
答弁書

一及び二について

御指摘の「外国人騎手短期免許制度」（以下「短期免許制度」という。）は、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）が外国人騎手を免許し、競馬会が開催する競馬の競走において、競馬会が養成して免許した騎手（以下「競馬会騎手」という。）と競わせることにより、競馬会騎手の技術の向上を図ることを目的として導入されたものであると承知している。短期免許制度の導入以降、競馬会騎手の技術が着実に向上してきたことから、競馬会においては、より優秀な実績を有する外国人騎手を免許することにより、当該技術の更なる向上を図ることを目的として、短期免許制度の見直しを行ったと承知しているが、当該見直しにより、当該外国人騎手の人数がどのようになるかについては、政府としては承知していない。

三について

競馬会においては、幅広い人材を日本中央競馬会競馬学校（以下「競馬学校」という。）に入学させ、競馬会騎手の技術水準の向上を図ることを目的として、本年四月から競馬学校の騎手課程における費用負

担を免除したものと承知している。

四について

御指摘の「騎手リーディング」においては、必ずしも競馬学校の騎手課程を卒業した競馬会騎手（以下「競馬学校卒業騎手」という。）以外の騎手がその上位を独占しているものではなく、また、海外競馬の主要な競走において複数の競馬学校卒業騎手が優勝する等の実績を上げてきていることから、「競馬学校による騎手養成が必ずしも成功していない」との御指摘は当たらないと考えている。

五及び六について

競馬会においては、競馬会騎手の技術の向上を図るため、短期免許制度の見直し及び競馬学校の騎手課程における費用負担の免除を行うほか、若手騎手のみが騎乗できる競走を行うこと等により、従前から若手騎手に多くの騎乗機会の提供を図ってきたところであると承知している。なお、騎手の免許については、中央競馬にあっては競馬会が、地方競馬にあっては地方競馬全国協会が、それぞれの競馬の競走の公正を確保するための不適格者の排除を目的として行っているものであり、そのことが若手騎手の騎乗機会の確保に支障を生じさせているものであるとは考えていない。